

## 第34回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

主 要 な 事 業 内 容	場
主 要 な 営 業 所 及 び 工 使 用 人 の 状 況	況 況 況 況
主 要 な 借 入 先 の 状 況	況 況 況 況
株 式 の 状 況	況 況 況 況
新 株 予 約 権 等 の 状 況	況 況 況 況
社 外 役 員 に 関 す る 事 項	況 況 況 況
会 計 監 査 人 の 状 況	況 況 況 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制	概 要 表
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 の 運 用 状 況	算 書
連 結 貸 借 対 照 表	表
連 結 損 益 計 算 書	表
連 結 株 主 資 本 等 變 動 計 算 書	表
連 貸 借 対 照 表	表
連 損 益 計 算 書	表
株 主 資 本 等 變 動 計 算 書	表
個 別 注 記 表	表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告	告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告	告
監 査 役 会 の 監 査 報 告	告

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

株式会社ANAPホールディングス

# 事業報告

(2024年9月1日から)  
(2025年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 主要な事業内容 (2025年8月31日現在)

事業区分	事業内容
店舗・卸売販売、ライセンス事業	ショッピングモール、ファッショビル、路面店において自社商品を店舗販売し、自社商品を地方の専門店向けを中心に卸売販売しております。また、ライセンス事業は、当社ブランドの使用を許諾しロイヤリティ収入を得ることに加え、自社ブランドの確立や販路拡大に貢献しております。
インターネット販売事業	ANAPオンラインショップのサイトを開設し、自社商品及び他社商品をインターネット販売するとともに、他社が運営しているECサイトを通じて、自社商品をインターネット販売しております。
エステティック・リラックスサロン事業	ビューティーサロン、エステティックサロンの運営及びリラクゼーションサロンやマッサージ店など、「リフレ」領域のサービス運営をしております。
投資関連事業	投資・コンサル事業を担い、ビットコイン事業の中核を担っております。

(注) 従来報告セグメントとして記載していました「メタバース関連事業」については、前事業年度において主力事業の立て直しを優先するために撤退しており、当連結会計年度より、「メタバース関連事業」の区分を廃止しております。また、店舗販売事業、卸売販売事業及びライセンス事業を一つのセグメントとして集約し、美容サロン関連をエステティック・リラックスサロン事業として、投資関連を投資関連事業として、新たなセグメントとして追加いたしました。

(2) 主要な営業所及び工場（2025年8月31日現在）

本 社	東京都港区南青山四丁目20番19号			
店舗 (株) A N A P	合計27店舗 北海道 2店舗 青森県 1店舗 宮城県 2店舗 山形県 1店舗 福島県 1店舗 東京都 4店舗 神奈川県 1店舗 埼玉県 2店舗 茨城県 1店舗 栃木県 1店舗 群馬県 1店舗 静岡県 2店舗 愛知県 2店舗 石川県 1店舗 三重県 1店舗 大阪府 2店舗 岡山県 1店舗 宮崎県 1店舗			
店舗 (株) A R F	合計1店舗 神奈川県 1店舗			
店舗 (株) A E L	合計2店舗 大阪府 1店舗 京都府 1店舗			

### (3) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

#### ① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
店舗・卸販売、ライセンス事業	53 (84)名	—
インターネット販売事業	11 (1)	—
エステティック・リラックスサロン事業	152 (57)	—
投 資 関 連 事 業	1 (0)	—
全 社 (共 通)	33 (3)	—
合 計	250 (144)	—

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従来報告セグメントとして記載していました「メタバース関連事業」については、前事業年度において主力事業の立て直しを優先するために撤退しており、当連結会計年度より、「メタバース関連事業」の区分を廃止しております。また、店舗販売事業、卸販売事業及びライセンス事業を一つのセグメントとして集約し、美容サロン関連をエステティック・リラックスサロン事業として、投資関連を投資関連事業として、新たなセグメントとして追加いたしました。
3. 第34期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

#### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
7 (1) 名	98名減(77名減)	51.2歳	1.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、当社は2025年4月1日付で持株会社制へ移行し、会社分割を行ったことによるものです。

### (4) 主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
ネットプライス事業再生合同会社	5,000,000千円
合 計	5,000,000千円

## 2. 株式の状況（2025年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 76,660,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,893,500株（自己株式345,764株を含む。）
- (3) 株主数 4,973名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ネットプライス事業再生合同会社	15,799,100株	42.08%
株式会社キャピタルタイフーン	8,260,000	22.00
GAD有限責任事業組合	5,200,000	13.85
QL有限責任事業組合	631,100	1.68
森 博和	500,000	1.33
家高 利康	482,800	1.29
LIU YAN	455,000	1.21
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V.	360,100	0.96
LEOMO. Inc.	320,000	0.85
株式会社 Tiger Japan Investment	262,000	0.70

(注) 1. 当社は、自己株式345,764株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

		第7回新株予約権
発 行 決 議 日		2025年7月18日
新 株 予 約 権 の 数		20,609個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式2,060,900株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり1,336円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		当初行使価額 新株予約権1個当たり 96,800円 (1株当たり 968円) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする)。
権 利 行 使 期 間		2025年7月22日から2030年7月19日まで
割 当 た 先		合同会社A E G I S
行 使 の 条 件		(注) 1. 2. 3
新 株 予 約 権 の 譲 渡 の 条 件		本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
取 得 条 項 に 関 す る 事 項		(注) 4

- (注) 1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。  
 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
 3. 各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

## 4. 会社役員の状況

### 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役沼井英明氏は、沼井綜合法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 取締役柚木庸輔氏は、㈱YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役宮本勝志氏は、他の法人等の重要な兼職の状況はありません。
  - 監査役大重喜仁氏は、一般社団法人リーガルコート監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役辻居弘平氏は、みなとみらい総合法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	沼 井 英 明	2024年11月就任後、当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役	柚 木 庸 輔	2025年3月就任後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	宮 本 勝 志	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関等で培った豊富な知識・見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監査役	大 重 喜 仁	当事業年度に開催された取締役会28回のうち28回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、法曹界の豊富な知識・見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監査役	辻 居 弘 平	2025年7月就任後、当事業年度に開催された取締役会2回のうち1回、監査役会2回のうち2回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

アルファ監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- ② 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- ③ 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- ④ 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、内部通報制度を活用して不正行為等の防止を図る。
- ⑤ 取締役が当社の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- ⑥ 代表取締役社長直轄部門として内部監査業務を専任所管する部門（内部監査室）を設けて、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。
- ⑧ 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- ③ 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理のため、業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- ③ 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、各部門長等による定例会議を原則月1回定期的に開催する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- ③ 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- ④ 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の隨時見直しを行う。
- ⑤ 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理規程に基づき、重要な事項の決定については当社と事前協議の上実施するよう子会社に義務付けている。
- ② 営業成績、財務状況その他重要な情報について、子会社から適切に報告させることにより管理、監督をする。
- ③ 内部監査室は子会社に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵法性の面から監査及び支援を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項  
監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、協議の上で決定する。
- (7) 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項  
① 監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用者は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。  
② 取締役は、当該使用者の人事考課及び異動については、監査役の意見を尊重して行う。
- (8) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
① 当社の取締役は、法令に違反する事実、或いは当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告する。  
② 当社の監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、当社の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用者にその説明を求める。  
③ 当社の取締役及び使用者は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
① 監査役は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を確保することができる。  
② 監査役は、①の予算以外に緊急又は臨時に支出した費用についても、特段の理由がない限り全額会社が負担するものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、対外透明性を確保する。
- ② 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は、当社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。
- ④ 監査役、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- ⑤ 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動指針」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を、当社役員及び従業員に周知いたしました。

また、「年度監査計画」に基づき、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携しながら、被監査部門の内部監査を実施いたしました。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 領	科 目	金 領
<b>(資産の部)</b>			
流 動 資 產	17,952,466	流 動 負 債	5,505,791
現 金 及 び 預 金	748,005	買 掛 金	58,891
売 掛 金	370,286	短 期 借 入 金	5,000,000
商 品 及 び 製 品	216,680	未 払 法 人 税 等	218,245
仕 掛 品	5,283	そ の 他	228,655
原 材 料 及 び 貯 藏 品	6,419	<b>固 定 負 債</b>	
暗 号 資 產	16,252,346	169,314	
そ の 他	353,446	資 產 除 去 債 務	167,988
貸 倒 引 当 金	△2	そ の 他	1,325
固 定 資 產	367,575	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,675,106</b>
<b>有形固定資産</b>			
建 物	44,844	<b>(純資産の部)</b>	
無 形 固 定 資 產	0	株 主 資 本	12,617,401
投 資 そ の 他 の 資 產	322,731	資 本 金	9,200,150
長 期 前 払 費 用	7,399	資 本 剰 余 金	9,516,046
敷 金 及 び 保 証 金	314,307	利 益 剰 余 金	△5,903,363
そ の 他	1,449	自 己 株 式	△195,430
貸 倒 引 当 金	△425	新 株 予 約 権	27,533
<b>資 產 合 計</b>	<b>18,320,042</b>	<b>純 資 產 合 計</b>	<b>12,644,935</b>
		<b>負 債 純 資 產 合 計</b>	<b>18,320,042</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年9月1日から)  
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額		
売 上 高			1,774,723
売 上 原 価			890,115
売 上 総 利 益			884,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,341,177
営 業 損 失 (△)			△1,456,570
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	801		
暗 号 資 産 評 価 益	1,218,561		
そ の 他	2,671		1,222,033
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	42,435		
株 式 交 付 費	23,581		
為 替 差 損	190		
そ の 他	15,881		82,089
経 常 損 失 (△)			△316,625
特 別 利 益			
会 員 権 売 却 益	2,771		
債 務 免 除 益	1,399,999		1,402,771
特 別 損 失			
減 損 損 失	3,642,605		3,642,605
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)			△2,556,459
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	103,560		103,560
当 期 純 損 失 (△)			△2,660,020
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△2,660,020

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)  
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	522,865	838,761	△3,243,343	△195,430	△2,077,147
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	8,677,284	8,677,284			17,354,569
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△2,660,020		△2,660,020
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	8,677,284	8,677,284	△2,660,020	—	14,694,549
当 期 末 残 高	9,200,150	9,516,046	△5,903,363	△195,430	12,617,401

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	—	△2,077,147
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		17,354,569
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△2,660,020
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27,533	27,533
当 期 変 動 額 合 計	27,533	14,722,082
当 期 末 残 高	27,533	12,644,935

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 繼続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度末時点においては純資産が12,644,935千円となり債務超過を解消しておりますが、2020年8月期以降6期連続で、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

このような状況において、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期には正すべく以下の施策を実施しております。

#### (資金繰りについて)

当社は、2024年8月期におきまして、2,077,147千円の債務超過となっておりましたが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生ADR手続が成立（同年7月31日）いたしました。また、同年10月31日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会における新株式及び新株予約権の発行及び2025年7月18日開催の当社臨時株主総会における新株式及び新株予約権の発行の決議による、新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当連結会計年度末時点における純資産の額は、上述のとおり当連結会計年度末時点において債務超過を解消しております。また、資金使途としましては、子会社への事業資金として適切に配分することにより、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。このため、期末の資金残高は748,005千円となりました。

今後につきましては、業績の改善を図りながら、新たな資金調達の手段及び有効な資金使途を検討してまいります。

#### (自己資本の脆弱性について)

当社グループは、当連結会計年度末時点で、純資産残高が12,644,935千円となり債務超過を解消し、2026年8月期におきましても財務体質の健全性を維持してまいります。

#### (売上高減少や収益力の低下について)

当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することでデジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。

今後とも事業ポートフォリオの転換を含め、全社的な構造改革を継続的に進めてまいります。

#### (事業領域の拡大について)

株式会社ANAPの事業と親和性が高く、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。このため、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立いたしました。「株式会社ANAPライトニングキャピタル」でのビットコイン事業については、2025年8月31日時点で1,017BTCを保有し、時価評価益は1,218,561千円に達するなど、順調に規模拡大を進めております。

上記のとおり、事業再生に向けた取り組みを行っているものの、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

## II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社ANAP 株式会社ANAPライトニングキャピタル 株式会社ARF 株式会社AEL

当連結会計年度において、当社は持株会社体制に移行し、新設分割により設立した株式会社ANAPを連結の範囲に含めております。

なお、新設分割に伴い、従来の株式会社ANAPを株式会社ANAPホールディングスに商号変更しております。

また、当連結会計年度において、株式会社ANAPライトニングキャピタル、株式会社ARF及び株式会社AELを新設し、連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 暗号資産の評価基準及び評価方法

暗号資産

時価法（当該暗号資産に「活発な市場」が存在する場合には、時価のうち、「市場価格に基づく価額」を貸借対照表価額とし、当該差額を当期損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～39年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、商標権については10年で償却しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

④ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 商品又は製品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる履行義務は、主にインターネット販売事業、店舗販売事業及び卸売販売事業における衣料品等の商品又は製品の提供であり、顧客に商品又は製品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、インターネット販売及び卸売販売については、国内販売であること、及び通常、出荷から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。

##### ② 自社ポイント

商品又は製品の販売時に顧客へ付与したポイントについては、付与したポイントを顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、顧客がポイントを売上値引として利用した時点で収益を認識しております。

##### ③ 役務提供サービス

当社グループの顧客との契約から生じる履行義務には、美容等の施術サービスの提供を行うものがあります。この収益が認識される時期は、顧客への美容等の施術サービスが完了し、顧客が施術サービスの完了を確認した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

### III. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### IV. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## V. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
有形固定資産	44,844千円
無形固定資産	0千円
投資その他の資産(長期前払費用)	7,399千円
減損損失	3,642,605千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗または事業単位を基準としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や、著しい経営環境の悪化が生じている場合等において、減損の兆候を識別しております。減損の兆候が識別された資産グループについては減損の要否の判定後、必要と認められる場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

#### ② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は以下のとおりであります。

- ・ 業績不振となった事業ごとに今後の不確実性を踏まえて、当連結会計年度の実績に一定のストレスを付加した業績予測を使用しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた仮定は、見積りの不確実性を伴います。そのため翌連結会計年度において予測不能な前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 棚卸資産の評価

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	216,680千円
棚卸資産評価損	35,721千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

「II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記  
4. 会計方針に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、商品及び製品の貸借対照表価額は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

#### ② 主要な仮定

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、棚卸資産の収益性が低下したと仮定し、簿価切り下げを実施しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りには不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や将来の経済状況の変動等により、翌連結会計年度において回収が見込まれない場合、棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。

## VI. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

308,532千円

## VII. 連結損益計算書に関する注記

### 1. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費 8,747千円

### 2. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都他	全社資産他	建物、工具、器具及び備品、長期前払費用、のれん

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び事業単位を基準としてグルーピングを行っております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び使用範囲の変更により、既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,642,605千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物47,931千円、工具、器具及び備品508,922千円、長期前払費用2,977,593千円、のれん108,157千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

### 3. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「X. 収益認識に関する注記」に記載しております。

## VIII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 37,893,500株

### (2) 配当に関する事項

- ① 配当金支払額  
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 2,060,900株

## IX. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に主要株主からの借入や第三者割当増資）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後1年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 敷 金 及 び 保 証 金	314,307	299,824	△14,483
資 産 計	314,307	299,824	△14,483
(1) リ 一 ス 債 務 (1年内返済予定を含む)	1,804	1,779	△25
負 債 計	1,804	1,779	△25

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格がない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計 上 額
非上場株式	1,024

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	299,824	—	—
資産計	—	299,824	—	—
リース債務(1年内返済予定を含む)	—	1,779	—	—
負債計	—	1,779	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## X. 収益認識に関する注記

### 1. 当連結会計年度の収益の分解情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					その他(注1)	合計
	店舗・卸売販売、ライセンス事業	インターネット販売事業	エステティック・リラックスサロン事業	投資関連事業	計		
売上高							
レディース カジュアル キッズ・ ジュニア・ 雑貨・メンズ	505,749	104,652	—	—	610,402	5,554	615,957
サービス	547,511	77,842	—	—	625,353	106	625,460
その他	—	—	479,995	609	480,604	—	480,604
顧客との 契約から 生じる収益	51,610	1,634	—	—	53,244	△542	52,701
その他の 収益	1,104,871	184,129	479,995	609	1,769,604	5,118	1,774,723
外部顧客への 売上高	—	—	—	—	—	—	—
	1,104,871	184,129	479,995	609	1,769,604	5,118	1,774,723

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、重要性が乏しい構成単位であります。

(注2) 従来報告セグメントとして記載していました「メタバース関連事業」については、前事業年度において主力事業の立て直しを優先するために撤退しており、当連結会計年度より、「メタバース関連事業」の区分を廃止しております。また、店舗販売事業、卸売販売事業及びライセンス事業を一つのセグメントとして集約し、美容サロン関連をエステティック・リラックスサロン事業として、投資関連を投資関連事業として、新たなセグメントとして追加いたしました。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### ① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	94,206
顧客との契約から生じた債権（当期末）	370,286
契約負債（当期首）	5,734
契約負債（当期末）	10

契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんどすべて当連結会計年度の収益として認識されています。

### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## XI. 1株当たり情報に関する注記

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 336円04銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △153円95銭 |

## XII. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第7回新株予約権の行使による増資)

2025年10月10日に第7回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

① 行使新株予約権の個数	20,609個
② 資本金の増加額	621,732千円
③ 資本準備金の増加額	621,732千円
④ 増加した株式の種類 及び株数	普通株式 2,060,900株

以上の結果、発行済株式総数は39,954,400株、資本金は9,821,882千円、資本準備金9,751,882千円となっております。

(第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少人数私募）の発行)

当社は、2025年10月29日付の取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行、ネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス」といい、EVO FUNDとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」とい、本新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権等」といいます。）の発行（以下、本新株予約権の発行とあわせて、個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。）及び金融商品取引法による届出の効力発生を停止条件として本新株予約権等の発行及び引受けの義務が発生する内容を含む、本新株予約権等に関する本日付の各買取契約（以下、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を各割当予定先との間でそれぞれ締結すること並びにEVO FUNDを割当予定先とする第8回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権等及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

なお、本件は、2025年11月28日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本資金調達による大規模な希薄化の議案が承認されること等を条件としております。本株主総会において上記議案が承認されず本件が実施されない場合には、当社は代替の資金調達につき改めて検討いたします。

記

## 1. 募集の概要

### <本新株予約権>

(1)	割当日	2025年12月1日
(2)	新株予約権の 総数	計340,000個
(3)	発行価額	総額23,460,000円（新株予約権1個当たり69.00円）
(4)	当該発行によ る潜在株式数	普通株式34,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は267円ですが、下限行使価額においても、 潜在株式数は34,000,000株であります。
(5)	資金調達の額	18,048,460,000円（注）

	行使価額	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいいます。以下同じです。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、当初、533円とします。</p> <p>(1) 行使価額は、2025年12月2日に初回の修正、2025年12月3日に2回目の修正がされ、以後3取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2025年10月29日とあわせて、「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には行使価額の修正は行われません。また価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続き上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。下限行使価額は、267円とします。</p>
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに対して割り当てます。
(8)	権利行使期間	2025年12月2日から2027年6月2日までとします。

(9)	その他	<p>本新株予約権の発行は、①本株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化に関する議案が承認されること、及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。</p> <p>また、本新株予約権の発行要項においては以下の取得条項が定められております。</p> <p>(1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本社債を当社が全て償還した日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の11取引日以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>(2)本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。</p>
-----	-----	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<本新株予約権付社債>

(1)	払込期日	2025年12月1日
(2)	新株予約権の総数	8個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債1個につき100,000,000円 (各本新株予約権付社債の金額100円につき100円とします。) 本新株予約権付社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4)	当該発行による潜在株式数	1,500,938株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。 上限転換価額及び下限転換価額はありません。
(5)	資金調達の額	800,000,000円
(6)	転換価額	転換価額は、1株当たり533円です。 本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項にしたがって調整されることがあります。
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をネットプライスに割り当てます。
(8)	利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：2035年12月3日
(9)	償還価額	各本新株予約権付社債の金額100円につき100円

	<p>(10) 償還の方法</p>	<p>1 満期償還 本転換社債は、2035年12月3日にその総額を本転換社債の金額100円につき金100円で償還します。</p> <p>2 繰上償還 当社は、発行日の1年後応当日から20取引営業日を経過した日以降いつでも、株価終値が10取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除きます。）連続で、その時点の転換価額の130%を超過した場合、償還すべき日の2週間以上5営業取引日前までに本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対し償還日の通知又は公告事前の通知を行うことにより、当該繰上償還日に、その選択により、本新株予約権付社債の全部を額面100円につき金100円額面金額で早期償還できます。</p> <p>3 満期前償還請求 本新株予約権付社債の発行後、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をすることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合）、本転換社債新株予約権付社債の社債権者に対して、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本転換社債の全部を本転換社債の額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを要求することができる当社の支配権の変更（M&amp;A等）が生じた場合、本新株予約権付社債権者は当社に対し、本転換社債を額面金額で買い取るよう請求できます。</p> <p>4 買入消却 (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、隨時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができます。 (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本転換社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本転換社債新株予約権は消滅します。</p> <p>5 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるとときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げます。</p>
--	-------------------	---

(11)	その他	本新株予約権付社債の発行は、①本株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化に関する議案が承認されること、及び②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。
------	-----	--

<無担保社債の概要>

(1)	社債の名称	株式会社A N A P ホールディングス第8回無担保普通社債（少人数私募）
(2)	社債の額面総額	2,000,000,000円から、2025年12月1日に発行された本新株予約権が2025年12月12日までに行使された場合、当該行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、50,000,000円毎での控除とし、50,000,000円に満たない額は控除の対象としません。）した金額
(3)	各社債の額面金額	50,000,000円
(4)	利率	なし
(5)	払込金額	額面100円につき100円
(6)	償還金額	額面100円につき100円
(7)	払込期日	2025年12月15日
(8)	償還期限	2027年6月2日

(9)	償還の方法等	<p>満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。</p> <p>① 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日（「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに本社債に係る社債権者（以下「本社債権者」といいます。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>② 2025年12月16日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は267円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。</p> <p>③ 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う</p>
-----	--------	---

	<p>場合、本社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当該請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p> <p>④ 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸收分割若しくは新設分割（吸收分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公示した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。</p> <p>⑤ 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。</p>
--	---

	<p>⑥ 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。</p> <p>⑦ 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下本号において「繰上償還日」といいます。）の10営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとします。</p> <p>⑧ 上記②乃至⑦にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込日から6ヶ月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。</p>
--	---

	(9)	本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から、(i)当該時点において当社が本⑨に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii)第2項に基づき、金2,000,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額（50,000,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。
(10)	割当予定先	EVO FUND
(11)	資金使途	ビットコイン事業資金

## 2. 調達する資金の額、用途及び支出予定期間

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	18,945,460,000円
発行諸費用の概算額	97,000,000円
差引手取概算額	18,848,460,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額（合計823,460,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（18,122,000,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は減少する可能性があります。

払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が増加した場合には、ビットコイン購入資金への充当を考えております。払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の額が減少した場合は、ビットコイン購入資金の減額による調整を考えております。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用3百万円、本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値算定費用3百万円、信用調査費用0.5百万円、登記費用88百万円及び有価証券届出書作成費用2.5百万円等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権等の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計約18,848百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

<本新株予約権による調達資金の使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期
① 本社債の償還	2,000	2025年12月～2027年6月
② 短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）（注3）	6,600	2025年12月～2026年2月
③ ビットコイン事業資金	9,448	2025年12月～2027年6月
合計	18,048	-

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図ります。
2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。
3. 借入金残高は2025年9月10日時点で6,600百万円ですが、2025年10月及び2025年11月にそれぞれ追加で500百万円規模のビットコイン購入を予定していることから、当該短期借入金が最大で8,000百万円程度まで増加する可能性があります。（詳細は後記「② 短期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）」をご参照ください。）

<本新株予約権付社債（CB）による調達資金の使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期
③ ビットコイン事業資金	800	2025年12月～2027年6月
合計	800	-

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座又は暗号資産交換業者口座にて安定的な資金管理を図ります。

### 3. 割当予定先の選定理由等

#### (1) 割当予定先の概要

##### ① EVO FUND

(a) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY 1-9005, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約219.8百万米ドル（2025年6月30日現在）	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 別途記載のある場合を除き、2025年10月29日現在におけるものです。

※ 当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）により紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB

等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表者：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）にEVO FUND並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チズム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年9月2日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## ② ネットプライス事業再生合同会社

(a) 名称	ネットプライス事業再生合同会社
(b) 所在地	東京都千代田区六番町15番2号
(c) 代表者の役職・氏名	代表社員 クロノスパートナーズ合同会社 職務執行者 山本 和弘
(d) 事業内容	有価証券の運用、投資、販売、保有等
(e) 資本金	1百万円
(f) 設立年月日	2024年7月25日
(g) 発行済株式数	—
(h) 決算期	6月
(i) 従業員数	1名
(j) 主要取引先	一般法人
(k) 主要取引銀行	GMOあおぞらネット銀行
(l) 大株主及び持株比率	クロノスパートナーズ合同会社：99.99%

	資本関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社と同社との間で2025年4月21日付で3,000百万円の取引基本約定書及び2025年5月12日付で3,500百万円の契約条件変更の覚書の締結を行っており、同社に対して借入(1,470百万円)が生じております。</li> <li>当社は、2025年7月22日付で、同社に3,615,700株の新株式及び新株予約権28,409個(目的とする株式の数2,840,900株)を割り当てております。</li> <li>当社普通株式15,799,100株(議決権比率:42.08%)を保有する株主です。(2025年9月30日時点)</li> </ul>
(m) 当事会社間の関係	人的関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>同社の代表社員であるクロノスパートナーズ合同会社の職務執行者並びに同社の出資者であるクロノスパートナーズ合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。</li> </ul>
	取引関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットプライス株式会社から金銭債権(600百万円)の譲渡を2024年9月30日付で受けております。</li> <li>当社に対し2024年9月20日付で800百万円の取引基本約定書の締結を行っております。</li> <li>Q L有限責任事業組合に対し2024年10月1日付取引基本約定書により生じた金銭債権(800百万円)のうち450百万円を譲渡しています。</li> <li>株式会社サムライパートナーズに対し2024年10月1日付取引基本約定書により生じた金銭債権(800百万円)のうち50百万円を譲渡しています。</li> <li>2024年10月17日付で、当社とスポンサー最終合意書を締結しております。</li> </ul>
	関連当事者への該当状況	関連当事者に該当します。

(n) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。）			
決算期	-	-	2025年6月期
純資産			▲6,894
総資産			5,603,341
売上高			0
営業利益			▲21,525
経常利益			▲7,894
当期純利益			▲7,894

(注) 1. 別途記載のある場合を除き、2025年10月29日現在におけるものです。

2. ネットプライス事業再生合同会社は設立後1期のため、直近の決算期の経営成績及び財政状態のみを開示しております。

#### 4. 大株主及び持株比率

募集前（2025年8月31日）		募集後	
ネットプライス事業再生合同会社	41.69%	ネットプライス事業再生合同会社	23.57%
株式会社キャピタルターフーン	21.80%	株式会社キャピタルターフーン	11.25%
GAD有限責任事業組合	13.72%	GAD有限責任事業組合	7.09%
QL有限責任事業組合	1.67%	QL有限責任事業組合	0.86%
森博和	1.32%	森博和	0.68%
家高利康	1.27%	家高利康	0.66%
L I U YAN	1.20%	L I U YAN	0.62%
EUROCLEAR BANK S. A. / N. V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.95%	EUROCLEAR BANK S. A. / N. V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.49%
株式会社ANAPホールディングス	0.91%	株式会社ANAPホールディングス	0.47%
LEOMO I n c .	0.84%	LEOMO I n c .	0.44%

- (注) 1. 大株主及び持株比率は、2025年8月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、2025年8月31日時点の株主名簿上の株式数に本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てが当初行使価額及び当初転換価額で行使又は転換された場合の株式数を加算した数値に基づき記載しております。
3. ネットプライス事業再生合同会社は、2025年8月31日時点において、その他関係会社に該当します。
4. 割当予定先のうち、EVO FUNDの本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUNDによる本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、EVO FUNDについては、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしておりません。
5. 大株主及び持株比率は、発行済株式の総数に対する割合を、小数点第3位を四捨五入しております。

本件の詳細は、2025年10月29日付「第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少人数私募）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

### XIII. 暗号資産に関する注記

当社グループは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

#### (1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

保有する暗号資産	16,252,346千円
合計	16,252,346千円

#### (2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

##### ① 活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量(単位)	連結貸借対照表計上額
ビットコイン	1,017.9838BTC	16,252,346千円
合計	-	16,252,346千円

##### ② 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
流動資産	17,948,412	流动負債	5,189,002	
現金及び預金	303,561	短期借入金	5,000,000	
売掛金	160,002	未払法人税等	136,281	
関係会社短期貸付金	20,194,000	その他の	52,720	
立替金	2,283,721	固定負債	114,507	
その他の	46,126	資産除去債務	113,181	
貸倒引当金	△5,039,000	その他の	1,325	
固定資産	290,258	<b>負債合計</b>	<b>5,303,509</b>	
有形固定資産	0	<b>(純資産の部)</b>		
無形固定資産	0	株主資本	12,907,627	
投資その他の資産	290,258	資本金	9,200,150	
関係会社株式	10,000	資本剰余金	9,516,046	
長期前払費用	0	資本準備金	9,130,150	
敷金及び保証金	279,234	その他資本剰余金	385,895	
その他の	1,024	利益剰余金	△5,613,137	
<b>資産合計</b>	<b>18,238,671</b>	利益準備金	2,500	
		その他利益剰余金	△5,615,637	
		別途積立金	250,000	
		繰越利益剰余金	△5,865,637	
		自己株式	△195,430	
		新株予約権	27,533	
		<b>純資産合計</b>	<b>12,935,161</b>	
		<b>負債純資産合計</b>	<b>18,238,671</b>	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年9月1日から)  
(2025年8月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	882,403
売 上 原 価	280,508
売 上 総 利 益	601,894
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,375,681
營 業 損 失 (△)	△773,786
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,583
そ の 他	1,042
	2,625
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	41,759
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,039,000
株 式 交 付 費	23,581
為 替 差 損	197
そ の 他	15,611
	5,120,150
經 常 損 失 (△)	△5,891,310
特 別 利 益	
暗 号 資 産 売 却 益	2,256,853
債 務 免 除 益	1,399,999
そ の 他	2,771
	3,659,624
特 別 損 失	
減 損 損 失	2,950
関 係 会 社 株 式 評 価 損	113,563
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△2,348,199
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,594
当 期 純 損 失 (△)	△2,369,794

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)  
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

資 本 金	株 主 資 本		
	資 本 剰 余 金		
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	522,865	452,865	385,895
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	8,677,284	8,677,284	8,677,284
当 期 純 損 失 (△)			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	8,677,284	8,677,284	—
当 期 末 残 高	9,200,150	9,130,150	385,895
			9,516,046

利 益 準 備 金	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,500	250,000	△3,495,843
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			
当 期 純 損 失 (△)			△2,369,794
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△2,369,794
当 期 末 残 高	2,500	250,000	△5,865,637
			△5,613,137

	株 主 資 本		新株予約権	純 資 產 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△195,430	△2,077,147	—	△2,077,147
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		17,354,569		17,354,569
当 期 純 損 失 (△)		△2,369,794		△2,369,794
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			27,533	27,533
当 期 変 動 額 合 計	—	14,984,775	27,533	15,012,308
当 期 末 残 高	△195,430	12,907,627	27,533	12,935,161

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 繼続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度末時点においては純資産が12,935,161千円となり債務超過を解消しておりますが、2020年8月期以降6期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく以下の施策を実施しております。

#### (資金繰りについて)

当社は、2024年8月期におきまして、2,077,147千円の債務超過となっておりましたが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生ADR手続が成立（同年7月31日）いたしました。また、同年10月31日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会における新株式及び新株予約権の発行及び2025年7月18日開催の当社臨時株主総会における新株式及び新株予約権の発行の決議による、新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当事業年度末時点における純資産の額は、上述のとおり当事業年度末時点において債務超過を解消しております。また、資金使途としましては、子会社への事業資金として適切に配分することにより、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。このため、期末の資金残高は303,561千円となりました。

今後につきましては、業績の改善を図りながら、新たな資金調達の手段を検討してまいります。

#### (自己資本の脆弱性について)

当社は、当事業年度末時点で、純資産残高が12,935,161千円となり債務超過を解消し、2026年8月期におきましても債務超過状況の解消を維持すべく、財務体質の抜本的な改善を目指してまいります。

### (売上高減少や収益力の低下について)

当社は、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することでデジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。

今後とも事業ポートフォリオの転換を含め、全社的な構造改革を継続的に進めてまいります。

### (事業領域の拡大について)

株式会社ANAPの事業と親和性が高く、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。このため、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立いたしました。「株式会社ANAPライトニングキャピタル」でのビットコイン事業については、2025年8月31日時点で1,017BTCを保有し、時価評価益は1,218,561千円に達するなど、順調に規模拡大を進めております。

上記のとおり、事業再生に向けた取り組みを行っているものの、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

## II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年

4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～39年

工具、器具及び備品 4～10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、商標権については10年で償却しております。

#### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 経営指導料

子会社との契約から生じる履行義務は、経営管理サービスを提供することであります。当社及び子会社の事業計画に基づき個別に年間契約を締結して、その契約により月割りで経営管理サービスの対価として収益を認識しております。

## III. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## IV. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## V. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 関係会社投融資の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社短期貸付金	20,194,000千円
貸倒引当金	5,039,000千円
貸倒引当金繰入額	5,039,000千円
関係会社株式	10,000千円
関係会社株式評価損	113,563千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (1) 算出方法

市場価格のない関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

関係会社に対する貸付金については、関係会社の財政状態の悪化により回収可能性に疑義が生じた場合には債権の区分に基づき貸倒引当金を計上しています。

##### (2) 主要な仮定

市場価格のない関係会社株式の回復可能性及び貸付金の回収可能性の判断については、関係会社の当事業年度における損益の状況、債務超過の程度、貸付金の回収状況並びに事業計画等に基づいて検討しております。

##### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画等の見直しが必要となつた場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の減損処理及び貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

## VI. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	307,027千円
2. 関係会社債権債務 短期金銭債権	2,439,037千円

## VII. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引	205,742千円
営業取引以外の取引	865千円
2. 減損損失	

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	本社事務所	建物附属設備

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び事業単位を基準としてグルーピングを行っております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び使用範囲の変更により、既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,950千円として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物附属設備2,950千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

## VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

345,764株

## IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:千円)

### 繰延税金資産

貸倒引当金	1,588,375
未払事業税	36,951
関係会社株式評価損	39,875
投資有価証券評価損	9,132
ソフトウェア	3,202
減損損失	75,514
資産除去債務	35,673
繰越欠損金	319,182
その他	3,533
繰延税金資産小計	2,111,441
評価性引当額	△2,111,441
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
その他	△294
繰延税金負債合計	△294
繰延税金負債の純額	△294

## X. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ANAP	東京都 港区	10,000	所有 直接100.0%	業務支援	経営指導料 (注1) 資金の貸付 (注2)	51,076 670,000	売掛金 関係会社 貸付金 (注3)	23,062 670,000
子会社	㈱ARF	東京都 港区	10,000	所有 直接100.0%	業務支援	経営指導料 (注1) 資金の貸付 (注2)	16,493 1,194,000	売掛金 関係会社 貸付金 (注3)	18,142 1,194,000
子会社	㈱AEL	東京都 港区	10,000	所有 直接100.0%	業務支援	経営指導料 (注1) 資金の貸付 (注2)	29,795 3,175,000	売掛金 関係会社 貸付金 (注3)	— 3,175,000
子会社	㈱ANAP ライトニ ングキャピタル	東京都 港区	10,000	所有 直接100.0%	業務支援	経営指導料 (注1) 資金の貸付 (注2)  暗号資産取 得代金の立 替  暗号資産 譲渡額  暗号資産 譲渡益	108,378 15,155,000 2,433,610 10,256,655 2,256,853	売掛金 関係会社 貸付金 立替金	119,215 15,155,000 2,433,610

(注1) 子会社との個別契約に基づき收受しております。

(注2) 資金の貸付利率については、市場金利と経営状況を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 関係会社貸付金に対し、合計5,039,000千円の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額を計上しております。

### 2. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	ネットプライス 事業再生合同会社	東京都 港区	1,000	(被所有) 直接 42.1%	役員の兼任、 資本業務提携	資金の借入 (注1) 利息の支払 (注1) 資金の返済 (注1) 増資の引受	8,799,997 18,885 50,000 4,349,997	短期 借入金 未払利息	5,000,000 6,835

(注1) 資金の借入利率については、市場金利を勘案して決定しております。

## XI. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## XII. 1株当たり情報に関する注記

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 343円77銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △137円15銭 |

## VIII. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「XII. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社ANAPホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士 磯 巧
指定社員 業務執行社員	公認会計士 齊藤 健太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ANAPホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ANAPホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度末時点においては純資産が12,644百万円となり、債務超過を解消しているが、前連結会計年度以前より継続して、営業損失、経常損失、当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月10日に第7回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が増加している。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月29日付けの取締役会で第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少人数私募）の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社A N A P ホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士 磯 巧
指定社員 業務執行社員	公認会計士 齊 藤 健太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A N A P ホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度末時点においては純資産が12,935百万円となり、債務超過を解消しているが、前事業年度以前より継続して、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。また、当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月10日に第7回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が増加している。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月29日付けの取締役会で第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少人数私募）の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月31日

株式会社A N A P ホールディングス 監査役会

常勤監査役 宮本勝志   
(社外監査役)

社外監査役 大重喜仁   
社外監査役 辻居弘平 

以上